

### 都市計画提案制度の手続きフロー

(提案者と区との連絡調整、相談対応)  
 (提案者による土地所有者等に対する説明会等: 区提案規則第2条第2項)

土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり協議会等による都市計画の提案  
 「都市計画法第21条の2」、「都市再生特別措置法第37条」  
 (提案の要件)  
 ① 0.5ha以上の一体的な区域  
 ② 都市計画に関する法令上の基準に適合  
 ③ 土地所有者等の3分の2以上の同意

「都市計画法第21条の3」、「都市再生特別措置法第38条」の判断

**検討会**  
 座長: まちづくり推進部長、委員: 関係各課長  
 (検討事項)  
 ・ 提案内容について、都市計画の決定又は変更の必要性を整理する。  
 ・ 上記、必要か不必要かの千代田区判断について検討する。  
 ・ 必要とする場合は、都市計画案に向けた素案内容を検討する。

首脳会議(必要に応じ付議)

**千代田区判断(区長)**  
 ・ 計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更の必要性判断  
 都決の必要が有ると認めるとき      都決の必要が無いと認めるとき

都市計画の案作成

地区計画の場合      地区計画以外の場合

素案(16条)の  
公告縦覧・意見書  
説明会の開催

必要に応じ  
公聴会の開催

都市計画の案作成

都市計画審議会に提案  
を提出し、意見を聴く  
 「都市計画法第21条の5第2項」、  
 「都市再生特別措置法」

都市計画の案(17条)の  
公告縦覧・意見書

都市計画の決定せず

都市計画の案及び提案を  
都市計画審議会へ付議

都市計画の決定をしない  
理由等を提案者に通知  
 「都市計画法第21条の5第1項」、  
 「都市再生特別措置法第40条第1項」

都市計画の決定

(注) 検討会における検討は、事前相談段階における検討を妨げない。

(都道府県の都市計画の決定)  
 第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会  
 の議を経て、都市計画を決定するものと  
 する。

二 区域区分  
 三 法第八条第一項第四号の二又は第九号  
 から第十二号までに掲げる地域地区(同  
 項第九号に掲げる地区にあつては港湾法  
 第二十一条第一項に規定する「上り地区」

案を提出して行...  
 2 前項の協議書には、都市計画の策定の経  
 緯の概要を示す書面を添付しなければなら  
 ない。

\*市町村の都市計画に開  
 第百四十五